

## 弊社運営施設で新型コロナウイルスの感染が判明した場合について

1. 弊社運営施設で新型コロナウイルスの感染が判明した場合には、行政機関および保健所の指導のもとに以下の対応を行って参ります。

- ① 新型コロナウイルスの感染者と接触の可能性のある全ての、利用者、従業員を特定し、行政機関・保健所と共有、対応方針を決定します。  
弊社運営施設は会員制施設のため、会員管理システムを導入しており全利用者の利用日、入店時間、退店時間、会員全員の連絡先を把握しております。  
そのため、感染者と接触のある可能性のある方を特定でき、行政機関・保健所の指導のもとで、速やかに感染者と接触の可能性のある方全員に電話などの方法で連絡をとり、事実の報告、体調の把握、感染の可能性を調査します。  
その他感染拡大の防止のための必要な措置をとります。
- ② 健康観察が必要な方については、行政機関・保健所の指導のもとで、その後も経過観察が必要とされる期間（保健所などの指導によって決定）皆さまの安全が確認されるまで対応いたします。
- ③ 感染が疑われる方、体調に不安がある方などに対しては、行政機関・保健所の指導のもとで保健所や保健所の指定する医療機関などと連携をした対応をとります。
- ④ 行政機関・保健所の指導のもとで、運営施設の全会員および必要に応じて施設関係者の方々、日本フィットネス産業協会に当該案件の発生と状況について事態発生後、速やかにご報告をするとともに事態の収束時に弊社施設内での感染の有無など重要事項をご報告いたします。

## 公表の方針について

新型コロナウイルスに感染された方が弊社運営施設などをご利用されたことが判明した場合の公表方針は以下の通りです。

- ① 感染拡大防止し、利用者の安全を確保するため利用施設・利用日時など発生状況等の情報を行政機関・保健所の指導のもと公表し、広く注意喚起を致します。
- ② 以下の場合、プライバシーおよび個人情報の保護のため公表を差し控えさせていただきます。
  - ・感染をされた方と接触の可能性がある方が特定でき、速やかに連絡がとれる場合など
  - ・プライバシー及び個人情報を公表することで重大な支障が生じる恐れがある場合は公表しない場合がある（行政機関や保健所から公表の指示や指導があった場合はこの限りではありません）

\* 公表は感染拡大防止のための措置であり、関係する方々の個人情報やプライバシー保護との保護に十分配慮が必要と考えております。

\* 上記方針は、感染をされた方、当該店舗をご利用の会員様、関係される方々、当該店舗従業員などのプライバシー保護のための措置ですので、ご理解をお願い致します。

\* 弊社運営施設外における感染をされた方の行動履歴などの情報は感染拡大防止の観点から行政機関による適切な情報公開がなされており、弊社が取り組むべき感染拡大防止策は弊社運営施設内で接触の可能性があった方および施設利用者（弊社会員など）への対応であると考えております。

\* 9月30日（木）現在、弊社施設内で感染が拡大をした事実や感染拡大が疑われる事実はありません。

\* 9月30日（木）現在、上記公表方針①に該当する公表すべき事実はございません。

令和3年10月 株式会社レフコ